

身体状況調査を自記式調査とする場合の対応

1. 身体状況調査の把握方法について

- 身体状況調査の実施に当たっては、機種、手法等を統一して精度管理をして実施している。
- 身体状況調査は、実測(身長、体重、腹囲、血圧、血液検査)及び医師等による問診により把握しているが、令和4年調査では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、身体状況調査の実施を省略する可能性が想定される。
- 令和3年調査と同様、生活習慣調査票に身体状況調査の調査項目を組み込み、自記式で回答を得ることを念頭に対応することが必要になる。

※ 令和3年調査は、新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大していたことから、検討会開催後に、身体状況調査の実施を断念し、生活習慣調査票で把握する方法に変更して総務省承認を得たところ(調査は中止)

2. 把握方法の変更に伴う課題

- 家庭等において測定し自己申告した値について、性別や年齢、やせ・肥満の状況等で過大・過小申告されることが報告されている。また、血圧測定については、測定機種、測定場所、測定方法等でも値が異なることが知られている。
- 健診において測定し自己申告した値について、健診における各種測定方法は、ガイドライン等により標準化するための手法が示されており、測定機器等は異なるが健診機関ごとに精度管理が行われている。

3. 令和4年調査の対応(案)

健診の値を使用する場合であっても課題は存在するが、新型コロナウイルス感染症対応下で調査を実施するためには、自己申告値であっても国民の健康・栄養状況等を把握し、政策の立案等に活用するための資料を得ることは重要である。そのため、一定の精度管理がされている状況で測定された健診で得られた測定値を転記させる自己申告値を利用することで進めてはどうか。

なお、国民健康・栄養調査は毎年 11 月に把握しているが、健診の値を用いる場合は、健診実施時期に幅ができることから、季節変動による値の変化等、集計する際に考慮する事項を整理する必要がある。